

呉教科書裁判NEWS

(教科書採択による公金返還請求事件)

第2号 2017年1月12日 発行:教科書ネット・呉

連絡先: 中室 09064041008 是恒 08063355848

ドキュメント1.10 呉教科書裁判始まる

13:30 広島地裁前の歩道に続々と傍聴人が集まってくる。玄関前の地裁職員2人がこちらを凝視している。

14:00 高嶋伸欣・琉球大学名誉教授、えひめ教科書裁判を支える会の奥村悦夫さんも駆けつけてくれた。裁判前集会を行った後、50人を超える傍聴人が長い行列となって304号法廷に向かって地裁の廊下を歩く様子は壮観だった。

14:20 用意した70部の資料はすでに品切れ! 70人分の参加者名簿も一杯!

14:30 傍聴席は満席。座れなかった10人の傍聴者には申し訳ない。この様子に圧倒された被告呉側代理人(弁護士)は「ウッ!」という表情。「席を増やすように」という傍聴人の要求に書記官が右往左往。

やがて入廷した小西裁判長ら3名の陪審も「オー!」という表情。呉教科書裁判に対する世間の大きな注目度を裁判官や呉市教委に知らせる効果となったのは確か。

14:35~15:20法廷で

この日の焦点は、原告側3人がそれぞれ15分、20分、15分の意見陳述を裁判官が認めるかどうか。裁判長は「補足説明(20分)と審理計画(15分)は認めますが、裁判への思い(15分)は裁判資料にならない個人の思いだから却下」とした。しかし私たち原告は、「3つは一連のもの」「傍聴人の知る権利を保障するために」「時間を8分にしてでも」と要求した。これに対し裁判長は「次回以降口頭弁論しないということでもいいですか(今日かぎりでということ)と言う。そこで鈴木弁護士が「原告は傍聴人にわかりやすい裁判を求めて毎回の口頭弁論を求めています」と助け舟の発言。その結果「では、弊害もないので5分だけ認めましょう」と要求が通った!



原告の思いとして、一面的で特異な記述の育鵬社教科書そのものを告発する意見陳述ができた。

訴状の補足では、指導主事が選定委員と調査・研究委員を実質重複した不正の問題、データの水増し、1000か所以上間違いがあった採択資料の問題、3月3日の教育委員会臨時会での総合所見の後付け「正当化」の問題を堂々と指摘した。

さらに、今後の審理計画について、4人の証人尋問を求め、裁判の公正さと裁判の信頼のために、裁判の公開原則に則り、傍聴人によく分かる口頭弁論することを再度求めた。

法廷の空気が変わった

原告の発言が終わるたびに傍聴席から拍手が沸き起こるが、裁判長が注意したのは1回だけ。傍聴席からの発言に対して裁判長は血相を変えて「だれが発言したのですか! 退廷ですよ。」と厳しく警告したが。傍聴席から「聞こえませんか」という声に対しては、裁判長は「聞こえますか」と確認。傍聴席から「しゃべってもいいんですか?」には、「ぼくが許可したらいいんです」と裁判長。「じゃあ、次から挙手して発言します」と発言者が返すと法廷は笑いに包まれ、法廷の空気が変わった。「行政裁判では原告(住民)に厳しい」という評の裁判長が「ものわかりのいい、陽性の人」という評に変わった。

今後の裁判の進め方を確認

裁判長は原告に何が争点か訊ねた。原告側は「情報公開の結果今後増えることも含めて6点の争点」と答え、認められた。また、準備書面を朗読する形での口頭陳述も認められた。反対に、被告側の「原告の請求は裁判の要件を充たしていないから即却下」の目論見はついでた。

今後の裁判の予定

次回2月21日(火)10:00~10:30は被告側の主張が準備書面で提出される。原告側は、被告の「教員用教科書等の公金支出は単なる会計行為であって行政処分には当たらない。したがって裁判の要件を充たしていない」との答弁に対する反論の書面を提出し、かつ口頭陳述をする。

第3回口頭弁論は3月28日(火)16:00~17:00原告側は何が不正であったか、準備書面を提出し口頭で意見陳述をする。

私たち原告側がイニシアチブをにぎって裁判を進めるためにひきつづき多数の傍聴をお願いしたい。

報告集会(15:50~17:00)



岩崎共同代表が「これまでの私の思いが私だけではないということを実感した。これまでごまかされてきた不適切な教科書採択を徹底的に明らかにしたい」と挨拶した。続いて原告の中室さんが「これまで2つの市民団体が、それぞれ別に呉市教委に抗議してきたが、『聞き置く』という態度で口惜しい思いをしてきた。しかし、1つになって約1年、ここまで来れたことを実感している。」と発言。また、是恒さんは「第六潜水艇追悼式で心痛めている保護者がいる。今また自衛隊の体験メニューが小・中学校に下されている。呉の教育を変える裁判だ。呉からの傍聴人参加は30人に迫った。心強い。」と発言した。

高嶋先生は「教科書は一般の書物と違って専門書と言っている。教科書の執筆者が言いたいことを教師と生徒が読みあうことによって『共同の宝さがし』とも呼べる行為が授業だ。この教科書の特質を裁判長はわかっていない。このことは繰り返し意見書に書き込んで裁判官に伝えた方がいい。」と。さらに「教科書無償法の政令改正で、教育委員会の不正を盛りこんだのは呉と大阪の教育行政のやり方のひどさが要因だ。それほど文科省もこの実態に頭を抱え込んでいる。ともかく、今日は広島裁判に新しい歴史を刻みこんだ。やりましたね。」と結んだ。

高嶋先生は「教科書は一般の書物と違って専門書と言っている。教科書の執筆者が言いたいことを教師と生徒が読みあうことによって『共同の宝さがし』とも呼べる行為が授業だ。この教科書の特質を裁判長はわかっていない。このことは繰り返し意見書に書き込んで裁判官に伝えた方がいい。」と。さらに「教科書無償法の政令改正で、教育委員会の不正を盛りこんだのは呉と大阪の教育行政のやり方のひどさが要因だ。それほど文科省もこの実態に頭を抱え込んでいる。ともかく、今日は広島裁判に新しい歴史を刻みこんだ。やりましたね。」と結んだ。

愛媛から駆け付けてくれた奥村さんからは「傍聴者の権利がある。裁判を原告のペースに持ち込んで、分かりやすい裁判にして、裁判の結果を出していく。そのためには傍聴者も主権者としてふるまうことが大事。」とアドバイスをいただいた。

参加者から「今日は励ましを受けた。香川でもこれからがんばる。」、「市民につたえるためにマスコミにがんばってほしい。」、「ヒロシマの裁判として特徴を盛りこんでほしい。」という声が出された。

傍聴者の感想

★間違っただけで教えること・教えられることはその保護者にとっても教育不信につながります。子どもたちの物事を正しく見る眼を養ってもらいたい、その思いで出席させていただきました。

★今日の裁判と報告集会に参加できて本当によかった。やはり生(なま)の現場に立つことが最大の学習であることを痛感した。

★3人の口頭弁論により裁判の争点・概要があらためて分かり傍聴者にとって有意義だった。

★裁判官の言っていることがわかりませんでした。いきなり「何分は長い」とか「言ってもムダ」とか言うのでビックリした。

★意見陳述は認めない。原告の思いは訴材にならない＝無駄だから5分しかやらない云々。意味不明の法律用語を使って原告を威圧し、意見表明を圧縮させてしまった。

★裁判官の「どうする!どうする!」とたたみかけられる言葉に少々とまどいを感じました。なにかあしらわれているような一どきどきしました。

★本人訴訟?!と思いましたが、予想外のあたたかい雰囲気



の裁判となり、気分的には楽しかった。

この日集まったカンパ:愛媛から5,000円。報告集会で38,210円。バス運行カンパ5,290円。計48,500円でした。ありがとうございました。

■第2回口頭弁論は2月21日(火)午前10時開廷。ご支援、傍聴、カンパをお願いします。